

県内企業で働く方の 学びを応援します。



国内で最大
月額 **10** 万円
無利子で貸付

条件を満たせば
全額返還免除
制度あり

社会人経験のある
40歳未満
が対象

“新しい価値の創造”と“県内企業の競争力強化”の 原動力となる「人材」の育成を支援しています。

広島県では、産業の発展に不可欠な高度で多彩な人材の育成を目的として、『**広島県未来チャレンジ資金**』を創設しています。大学院等専門課程で高度な知識を身につけ、「**広島県内企業等で働きたい!!**」という方に修学に必要な資金を無利子でお貸しします。

詳しくは裏面、ホームページをご覧ください。広島県HPより [未来チャレンジ資金](#) [検索](#)
広島県産業の発展に貢献したい！という方のご応募をお待ちしています。

対象大学院

専門職大学院、もしくはそれに準ずる国内外の教育機関の課程、
博士課程後期 ※対象分野など条件があります。詳細は裏面をご覧ください。

対象費用

入学料、授業料、通学のために転居した場合の賃借料
(光熱水費、敷金、礼金等は除く)

貸付限度額・期間

国内上限：月額10万円
国外上限：月額20万円
最大3年間
(長期履修等の期間は対象外)

返還免除制度

課程修了後9年間のうち8年間以上、広島県内企業等に就業した場合は、全額返還免除(一部免除規定もあり)

これまでの利用者の声

MOTの学びを通じ 新たなビジネスモデルを考案！

技術経営(MOT)の学びを通じ、経営理論やマネジメントに関する体系的な知識、問題解決に関する思考的能力が身に着いた。仕事に直結した課題に取り組むことで、仕事と勉学をリンクさせることができ、競争優位性を構築できる可能性のあるビジネスモデルを考案した。

山口大学大学院技術経営研究科修了(修士)

株式会社アイケーシー / 村上 浩行さん

高度な技術・知識を習得し、 研究開発を加速！

博士課程を通じ、多くの人と研究することで、研究目的の核心をついた成果実現へ繋がることに気付かされた。また、研究成果を開発中の車に組み込むほか、学術的な見解を社内より求められるようになった。今後は、COIの取り組みを通じ、県内企業にも感性適合技術を提案することにより、広島の技術力向上に貢献していきたい。

広島大学大学院工学研究科修了(博士)

マツダ株式会社 / 竹村 和紘さん

高度な知識を身につけ、県内産業に貢献してみませんか！

**R4年度
3次募集**



募集期間

7/29(金)～
9/26(月)

※ 当日消印有効

受付時間

8:30～12:00,
13:00～17:00

※ 閉庁日を除く

審査方法

書類審査、面接審査により行います。面接日時は書類審査通過の方に、別途お知らせします。

広島県未来チャレンジ資金の概要

対象者の要件

大学院等専門課程において、県内産業の持続的発展に不可欠なイノベーションの創出に寄与する知識を習得する次の①～⑥をすべて満たす方で、修了後、**広島県内企業等に就業しようとする方**

- | | |
|------------------------------|-------------------------|
| ① 入学年の4月1日現在で40歳未満の者 | ④ 企業又は官公庁等の派遣による修学でない者 |
| ② 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者 | ⑤ 他の奨学金等を受給していない者 |
| ③ 企業又は官公庁等における実務経験を2年以上有する者 | ⑥ 過去に当該資金の貸付けを受けたことがない者 |

※ 要件をすべて満たしていれば、既に大学院に入学している方（在学生）や、現在、広島県内企業等に就業し、今後も継続して就業しようとする方も応募できます。

大学院等専門課程とは

広島県産業の発展に不可欠なイノベーションの創出に寄与すると認められる次に掲げる対象分野の、専門職学位課程、博士課程後期、もしくはこれに準ずる国内外の教育機関の課程

- | | | | | | | |
|------------|-------------|---------------------------|--------|------|--------------|------------|
| ● 経営 | ● 応用情報技術 | ● 技術経営 | ● 産業技術 | ● 会計 | ● ファッションビジネス | ● 福祉マネジメント |
| ● 景観マネジメント | ● デジタルコンテンツ | ● 知的財産、その他広島県産業の発展に寄与する分野 | | | | |

※ ただし、将来、業務独占資格^(注)が必要な業務を行うため、その資格取得（資格試験の受験資格、試験科目免除等を含む）に必要な知識を習得することを目的とする場合を除きます。

（注）資格を持たずに業務を行うことが法令で禁止されている資格のこと。

広島県内企業等に就業とは

次のいずれかが該当します。

- | |
|---|
| ● 広島県内に、本店を有する会社・主たる事務所を有する医業を主たる事業とする法人・主たる事務所等を置く個人事業者に就業すること |
| ● 広島県外に、本店を有する会社・主たる事務所を有する医業を主たる事業とする法人・主たる事務所等を置く個人事業者の、広島県内の支店・事務所・事務所等に就業すること |
| ● 広島県内に、本店・主たる事務所・主たる事務所等を置いて事業を営むこと |

貸付金額等

- ❖ 対象費用 … 入学金、授業料及び通学のために転居した場合の住居の賃借料（光熱水費、敷金、礼金等は除く）
※ 在学生の場合、原則、授業のみが対象となります。
- ❖ 貸付額 … 対象費用の合計額を貸付期間の月数で除した額または下記限度額のいずれか低い額
【国内】月額10万円 【国外】月額20万円
- ❖ 貸付期間 … 通常の修業年限内（3年間を上限）※ 長期履修制度を利用する場合でも、通常の修業年限までの期間

返還制度

大学院等専門課程を修了後9年間のうち8年間以上、広島県内企業等に就業した場合は資金の返還を全額免除します。（一部免除できる場合もあります。）

※ 条件を満たさない場合は、全額を一括で返還していただきますのでご注意ください。

お問い合わせ

広島県 商工労働局
産業人材課 人材育成グループ

☎ 082-513-3420

月～金（閉庁日を除く）8:30～12:00 13:00～17:00

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

✉ syojinzai@pref.hiroshima.lg.jp